

マルチ商法の勧誘急増！

契約は慎重に！



マッチングアプリ・SNS、食事会やサークルで誘われて...

マルチ商法とは、商品やサービスを契約し、紹介料を得られるなどと言って、次は自分が友人等を勧誘し販売組織に加入させ、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法です。

MLM(マルチ・レベル・マーケティング)やネットワークビジネスといった名称で勧誘されることがあります。

実際は、販売組織の会員となっても販売成果を上げられず、**借金が残って被害者**となるだけでなく、**自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大**させたりと、**非常に問題の多い取引形態**です。

友人関係が壊れてしまうケースも！



マルチ商法の被害を防ぐ心得3か条

- ◆ いらないものはきっぱり断る
- ◆ その場で契約を求められたら注意
- ◆ 決める前に信頼できる誰かに相談する

県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」



おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！